

雑誌コラム紹介

< 電力事情 >

2007 年度電気事業制度改革の論点について～予備的考察：その 3*

戦略・産業ユニット 電力・ガス事業グループ
グループリーダー 小笠原 潤一

・ 欧州における電気事業制度評価の動き

欧州でも 2005 年 11 月に「域内ガス・電力市場の構築の進展に関する報告書」と題する報告書が公表されたが、これは 2003 年 EU 電力指令第 28 条に基づき、欧州委員会は電力・ガス市場の機能に関する調査結果をまとめたものである。2006 年内には更に国別報告書、2007 年初に追加的手段の報告書が公表される予定となっている。

調査方法は、欧州委員会エネルギー輸送局がバックグラウンド調査として行った「電力ガス送配電系統運用者のアンバンドリング」という報告書、欧州委員会競争局部門別調査、各国規制機関一次評価（各国規制機関の団体 ERGEG が取りまとめ）そして利害関係者からの意見書（40 以上）が情報源になっている。

・ 評価レポートの内容

2005 年レポートでは、新指令の適用状況、市場統合、市場集中、需要家反応（供給事業者変更）、ネットワーク運用者の独立性、独立規制機関による効果的な規制、公共サービス義務、供給セキュリティという観点で各国の状況を整理し、評価を行っている（主要な評価内容は表 1 参照）。

大きな点としては、EU 域内市場においてエネルギー企業の集中化が起きていること（図 1 参照）そして国際連系線の容量不足により国際競争が阻害されており、こうした集中化されたエネルギー企業の市場支配力が懸念されていることである。こうした視点には、十分に競争的な市場を形成することが EU の産業界及び市民に最大の経済厚生をもたらすという基本的考え方が背後にある。2005 年レポートでも、「第二次電力・ガス指令を基礎として EU は今や世界で最大の統合的な競争的電力・ガス市場を構築する唯一の機会を得ている。EU はこの市場を成功させる機会を逃すことはできない。これは Hampton Court サミットでの欧州理事会によっても最近強調された点だ。」と述べており、そうした信念に揺るぎがないことが分かる。

欧州委員会が 2005 年レポートで重視した指標は、各国卸電力価格、各国の上位 3 社の発電市場シェア、供給事業者変更率の 3 点である。の各国卸電力価格に格差が残っており、その原因として上述の通り各国に支配的事業者がいるが、国際間競争を行うのに十分な国際連系線容量がないことが挙げられている。そして海外からの小売供給参入を認めない国もあり、こうした障壁を除くことが重要としている。

これまでの同種の試みとしては、2001 年 12 月に第一次レポートが公表された「ベンチマーク・レポート」がある。第二次レポートが 2002 年 10 月、第二次レポート拡大版が

* 本文はナットソース・ジャパン 株 発行 Natsource Japan Letter 2007 年 1 月号に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

2003年4月、第三次レポートが2004年3月、第四次レポートが2005年1月に公表されているが、元来EU指令の適用状況を中心とするベンチマーキングであった報告書が、徐々に競争の進展度合いとそれを支える市場構造への着目度合いを高めていたが、今回の2005年レポートはそれを踏まえたものと言うことができるが、逆に欧州委員会がその様な競争原理に基づくEU域内経済統合という考え方に自信を深めていると見ることもでき、米国などで安定供給に配慮する姿勢が強調されつつある状況とは対照的である。

・ その他政策との整合性について

その他では、競争化によるエネルギー価格低下とエネルギー効率化への取り組みは両立するかという視点で考察も行われているが、2003年12月エネルギー効率化指令案を出しており、市場化の方向で一致していることから問題なしとしている。そして再生可能エネルギー発電の導入目標(EU全体で2010年までに21%導入)についても、国際連系線増強が求められる点で一致していることから両立し、ベストプラクティスを進めていく必要があるとしている。またEU排出量取引制度との関係では、価格高騰が起きる等したがこれとエネルギー価格との関係を検証する予定となっている。

・ 評価レポートの今後の進め方

2005年レポートでは単にEU電力指令の遵守状況に止まらず、有効な域内電力市場が形成されているか否かという観点で評価が行われている。2006年中に国別評価を行った各国レポートが公表され、そして「必要であれば」としながらも2007年に法的・規制的手段を含む追加的手段に関する報告書を公表する予定になっている。

これまで見てきたように、「競争原理の追求」という視点で評価の視点が貫かれており、そうした点では非常に論理構成がすっきりしている。2007年より開始が予定されている電気事業分科会では、「今後、段階的に小売自由化範囲を拡大し、平成19年を目途に全面自由化について検討を開始することとするが、その際には、需要家選択肢の確保状況等を踏まえ、供給信頼度の確保、エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立、最終保障、ユニバーサル・サービスの確保、長期投資、長期契約のリスク、実務的課題等について十分慎重に検討することとする。」(2003年エネルギー基本計画)とされているように、常に複合的視点での評価が求められる日本社会においてこうした原理の追求を行うのも難しい面もあるが、ベースとなる考え方が非常にクリアであり、そうした意味で参考となる評価レポートであった。

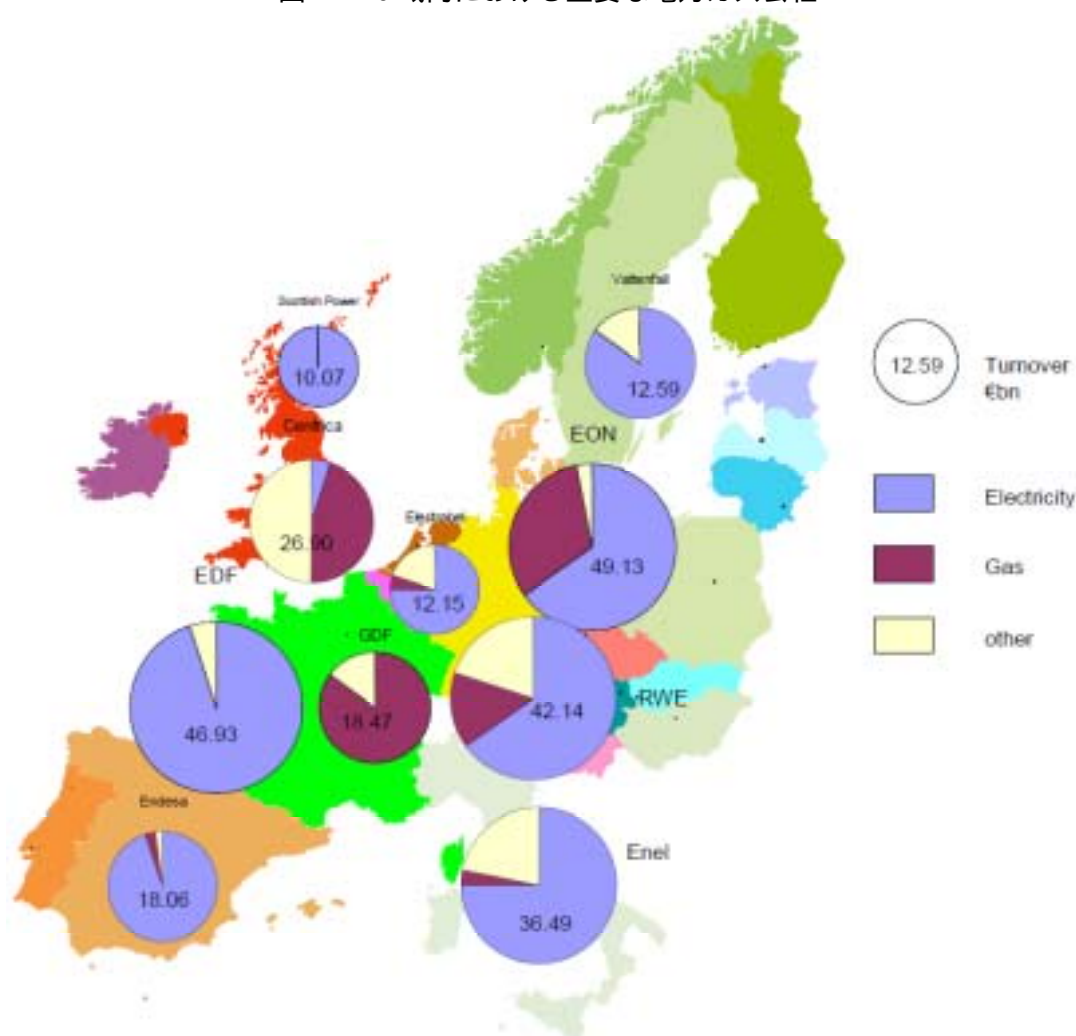
表1 欧州委員会2005年レポートの主要な結論

項目	主要な結論
新指令の適用	・ 大半の国で指令の国内法化期日に間に合わず、特に規制監督とアンバンドリング規定に大きな影響。
市場統合	・ 北欧市場を除き地域市場の形成は不十分。 ・ 2002年バルセロナサミットで設定した国際連系線増強目標も達成されておらず、依然として各国間に卸電力価格差が残っている。 ・ 実効的なアンバンドリングも必要であり、規制当局者の役割が大きい。計画プロセスでの供給セキュリティと競争の両立に取り組んでいる。 ・ 既存長期契約の見直しも欧州裁判所の判断で進む見込み。
市場集中	・ 発電部門上位3社の占める割合が高い寡占的な国が多い。 ・ 欧州レベルで巨大な企業が出現しており、欧州委員会は合併に特別な注意を払っている。
需要家反応	・ 供給事業者変更率の低い国も多く、規制当局者は情報・透明性規則と単純な変更手続を定める必要がある。

ネットワーク運用者の独立性	・ 指令の国内法化の遅れでアンバンドリングは完了していない国もある（特にガス）
独立規制機関による効果的な規制	・ 2005年7月にドイツで独立規制機関が設置され、各国に独立規制機関がある状態を確保。しかし各国で役割が異なっており、協調が重要（EREGの役割大）
公共サービス義務	・ 消費者への意識調査でサービス水準は良いという結果。競争の導入がユニバーサル・サービスの水準低下の恐れが無いと判断。委員会は「電力とガス顧客の権利憲章」を提案する予定。
供給セキュリティー	・ 2003年停電から教訓を得た。供給セキュリティー指令を採択予定（2006年1月発効）。天然ガスの対外依存が拡大する懸念あり。LNG基地の建設とガス生産国との対話が必要。

（出所）欧州委員会、”Report on progress in creating the internal gas and electricity market”、2005年11月

図1 EU域内における主要な電力ガス会社



（出所）欧州委員会、”Report on progress in creating the internal gas and electricity market” 2005年11月

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp